

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

専決第4号 平成29年度守口市一般会計補正予算（第4号）

## 専決第4号

### 平成29年度守口市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度守口市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,806,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月29日専決

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 府支出金		4,294,815	48,000	4,342,815
	1 委託金	202,741	48,000	250,741
補正されなかった款に係る額		61,463,642	—	61,463,642
歳入合計		65,758,457	48,000	65,806,457

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費		5,344,729	48,000	5,392,729
	1 選挙費	48,611	48,000	96,611
補正されなかった款に係る額		60,413,728	—	60,413,728
歳出合計		65,758,457	48,000	65,806,457